

フリーダ・ミラーと娘のエリザベスとILO一〇〇号条約

遠 藤 公 嗣

「同一（価値）労働同一賃金」は近年注目される政策テーマの一つです。世間で注目される前から、私は研究テーマとしてこれに関心があり、多様な研究を重ねてきました。この考え方の国際的な原則は、ILO一〇〇号「同一価値労働同一報酬」条約に定められています。日本もこの条約を批准しています。ところが日本の労働法学は、この条約の意味を誤って理解し、その誤解が労働法学の通説となっていました。私は、ILO一〇〇号条約の審議録（一九四九年から一九五一年六月までジュネーブのILO本部で審議）を通読し分析して、その知見から、労働法学の通説を批判する研究成果を発表しました（遠藤公嗣「二〇一七」）。

この研究によって、ILO一〇〇号条約の「同一価値労働同一報酬」の定義ないし考え方は、職務評価という手法による職務基準に依拠していて、これに相当に限定したものであること、そして、定義ないし考え方がこうなることに最大の影響を与えたのは、一九五一年六月に条約を採択したILO総会の米政府代表ないし、実質的には、その

代表顧問であったフリーダ・ミラー（一八九〇年生の女性、現職の米国労働省女性局長 在職は一九四四～五二年）だったと思われること、これらを私は知りました。これは英語文献でも記述がない知見でした。ミラーは米国女性労働史で著名な人物で、その個人文書がボストンのハーバード大学シュレジンジャー図書館に保管されていました。私は二〇一七年九月に図書館を訪問して、ミラー文書を閲覧し関係文書を複写しました。

ミラーの生涯は、各種の英語研究文献やウィキペディアでは、一般的につきのように記述されていました。ミラーは若い頃からボウリン・ニューマン（著名な女性労働運動家）と同居し、一九七三年に死去するまで終生同居していた。ミラーは一九二三年にヨーロッパに旅行して、生まれたばかりの女兒を養女とし、ニューヨークに連れかえり、ニューマンとともに育てた。この記述から受ける印象は、ミラーとニューマンはレズビアン関係だった、ということでしょう。

さて私は、シュレジンジャー図書館でのミラー文書閲覧が一段落したとき、その目録解説に、閲覧を推薦する図書館保管の他の個人文書が追加されていることに気づきました。二〇一七年一月に目録解説をはじめて見たときにはなかったで、その後の追加でした。その個人文書は、ミラーの養女とされていたエリザベスのものでした。その目録解説を何気なく読んで、その内容に私は仰天しました。

エリザベスはミラーの不倫による実子でした。養女ではありませんでした。ミラーは、妻子あるカトリック教徒のチャールズ・クッツと一九二〇年から不倫関係にあり、一九二三年に妊娠しました。しかし、宗教上の理由から離婚しないであろうクッツに、妊娠を告げませんでした。けれども、ニューマンには妊娠を話しました。ミラーとニューマンは会議出席を名目にヨーロッパ旅行に出かけ、ミラーはナポリでエリザベスを出産しました。エリザベスは、自

分がミラーの実子であることを知ったのは一七歳の時で、父親が誰かはミラーが死去するまで知らなかったようです。なお、二〇一八年一月にウィキペディアのミラーの説明をみると、二〇一八年三月一八日付けで、エリザベスがミラーの実子であるとの記述に修正されていました。

ニューマンは、一九二三年にミラー妊娠を知ったときもその後も幾度か、ミラーの男性関係のあり方について手紙などでミラーに批判を書いているようです。ミラーは両性愛者であったのかもしれませんが。ニューマンの手紙なども、またクッツからミラーへの一九二〇年代のラブレターなども、エリザベス文書に残されています。

私が仰天したのは、これだけではありませんでした。エリザベスは、ジュネーブ在住のILO職員として、一〇〇号条約の審議初期は明白に、あるいは審議終了まで、一〇〇号条約を担当する職務についていました。エリザベスは一九四四年にニューヨークのヴァッサー大学を経済学専攻で卒業しました。ミラーは一九四六年にエリザベスをとってロンドンに出張し、国際連合第一回総会の米国政府代表になりました。ミラーはまた、一九四七年にジュネーブで開催のILO総会に出席しました。エリザベスは一九四七年からジュネーブのILO本部で職員として勤務をはじめ、調査助手として、女性と年少者の分野を担当しました。エリザベスは一九四九年までその職務にありました。エリザベスは一九五〇年に結婚しましたが、一九五一年頃までジュネーブで手紙を受け取っていますので、この頃までジュネーブ在住でILO勤務であった可能性があります。なおミラーは、この時期、年あたり二回ほどはジュネーブのILO本部に出張していると思われます。ミラーが出張時に、ILO本部で公務を遂行しただけでなく、私的にエリザベスに会って話をしたことは間違いないでしょう。

エリザベスがILO職員となったことと、ILO一〇〇号条約の審議とは、偶然の一致なのでしょうか。そうでは

なく、ミラーが意図的にエリザベスをILO本部に送り込み、たとえば、ILO事務局の動向を知る情報源にしたのではないか。その可能性は小さくないと私は思っています。つぎの三つがあるからです。

第一。エリザベス文書のなかに、英国政府刊行物発行所『同一賃金についての一九四四―一九四六年王立委員会報告書』（一九四六年一月刊）がありました。蔵書というよりも、文書中に挟まれて存在していたようです。この報告書は、一九四六年のロンドン滞在中に購入された可能性があります。もしそうであれば、一九四六年に、エリザベスは男女同一賃金に関心があったことになります。

第二。ILO一〇〇号条約の公式審議のはじまりは、一九四九年に、ILO事務局が加盟各国政府に「同一価値労働同一報酬」について、職務評価という手法による職務基準を基軸とする考え方を示して意見を求め、一九五〇年前半に、一〇〇号条約の「ILO事務局要綱案」を発表したことです。「ILO事務局要綱案」で示された定義ないし考え方は、後からふり返ると、米国政府の考え方に相当に近く、職務評価という手法による職務基準を基軸としていました。ところが審議過程では、そうでない定義ないし考え方が追加され、それがどんどん大きくなっていきましました。米国政府はこれに反対しましたが、反対は受け入れられませんでした。しかし審議の最終盤で「どんでんがえし」があつて、この追加が完全に削除されるとともに、最終案すなわち採択された一〇〇号条約では、「ILO事務局要綱案」以上に、職務評価という手法による職務基準の規定に帰着しました。

現在のところ、審議のはじまりである一九四九年から一九五〇年にかけてのILO事務局のなかでの議論とか「ILO事務局要綱案」作成の経緯は、まったく知られていません。このILO事務局内の動きと、エリザベスないしミラー、あるいは米国政府とは、まったく無関係であつた、というのは困難かも知れません。

第三。ILOでなぜ一〇〇号条約の公式審議がはじめられたのかの理由も、文書史料上ではよくわかっていません。「同一価値労働同一報酬」は、言葉だけは一九一九年のベルサイユ条約やILO憲章が起源です。しかし、定義や考え方は長く不明のままでした。

もともと、第二次世界大戦の戦中戦後の状況は、推測できる理由になります。第二次世界大戦下の英国では、男女同一賃金の要求がつよまりました。その調査報告書が、第一で指摘した『同一賃金についての一九四四―一九四六年王立委員会報告書』でした。

米国でも同様に、第二次世界大戦下に男女同一賃金の要求がつよまりました。要求にたいする米連邦政府としての基本方針は、全国戦時労働委員会の命令第一六号に示されました。その基本方針とは、職務評価という手法による職務基準に依拠して、女性労働者の低賃金を是正することの推奨でした。もちろんですが、労働省女性局もこの方針でした。そして第二次世界大戦直後の一九四五年からは、男女同一賃金法案が連邦議会に継続して提出されました。この法案は、戦時下の経験を立法化するものといつてよいでしょう。しかし難産であり、簡素化された内容の立法化は一八年後の一九六三年のことでした。他の欧州諸国でも、第二次世界大戦直後は、女性労働者の権利拡大の要求がつよくなったと思います。エリザベスがILO職員になったことは、こうした動きのなかの一環であつたかも知れません。

私は一九八一年から一九八四年まで東京大学社会科学研究所の助手として勤務し、できたばかりだった東京大学の若手研究者への研究助成金によって、一九八二年―三月にワシントンD.C.にある公文書館や議会図書館を訪問することができました。私のはじめての外国経験でした。その訪問による研究成果は遠藤公嗣「一九八九」に反映して

います。研究寿命の最終期で似たような文書史料調査をするとは予想だにしませんでしたが、なお少し残っている研究寿命期間を有効に使って、「同一価値労働同一賃金」について研究を深め、その研究成果を社会に還元したいと思っています。

参考文献

- 遠藤公嗣 「二〇一七」 「ILO一〇〇号条約の審議過程と賃金形態」 『季刊労働法』 二五六号、四一―五六頁
遠藤公嗣 「二九八九」 『日本占領と労資関係政策の成立』 東京大学出版会、全三五七頁

（昭和四十九年経済学科卒、明治大学経営学部教授）